

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 10 月 8 日現在

機関番号：74331

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885127

研究課題名(和文)マイノリティの居住と福祉の問題を解決する社会政策の形成とメカニズムに関する研究

研究課題名(英文)A study about mechanism and formation of social policy that resolve living and welfare problems of social minority

研究代表者

山本 崇記(Yamamoto, Takanori)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・その他

研究者番号：80573617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本申請研究では、同和行政と部落問題を取り上げた。同和行政は、戦後最大の差別是正政策と言える。特に、部落問題の解決過程と残された課題に対する制度的、もしくは、非制度的アプローチについて明らかにした。主に京都市を取り上げ、他都市との比較研究も行った。非制度的な側面において取り組まれている実践に着目し、その研究成果は、『世界人権問題研究センター紀要』に掲載した。加えて、多文化共生施策との関係についても検討を行った。その成果は、関西社会学会などにおいて公表した。研究の結論としては、非制度的な条件の下で行われる実践の方が、制度的なアプローチ以上によりインクルーシブであり得るというものである。

研究成果の概要(英文)：In this application research, I took up the Dowa administration and Buraku problem. Dowa administration is the largest affirmative policy after the war. In particular, I had an aim to clear institutional and non-institutional approach about the remained challenges and resolution process of the Buraku problem. Mainly I took up the Kyoto, comparing study with other cities. I had pay attention to the practices that has been found in a non-institutional aspects. Research results, the paper was published in the "Kyoto Human Rights Research Institute Bulletin". In addition, we also investigated the relationship between multicultural measures. About the result, was also presented in Kansai Sociological Association. As a conclusion of the study, those practices could be carried out under the non-institutional conditions. It is that may be more inclusive than institutional approach.

研究分野：社会学

キーワード：社会学 マイノリティ 社会政策 部落問題 在日朝鮮人 地域社会 エスノグラフィ 社会調査

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで、同和对策事業特別措置法を柱とした同和行政の展開過程と終結(法期限の失効)の場面に焦点を当て、格差と貧困の結果とされてきた不良住宅地区の改良(居住)と、生活水準の格差是正のために行われた隣保事業(福祉)が、部落問題・同和行政の形成と解決の過程にどのような影響を及ぼしたのかについて研究を行ってきた。その結果、「同和地区」「同和地区住民」という形で施策対象を括りだす画一性のために、施策対象外となった被差別部落民や在日外国人が一層貶められていたことが分かった。

とはいえ、法や行政による施策執行過程の中で、カテゴライズされるだけの状態であった訳ではなく、自主的な社会事業やまちづくりを通じて、別様に差別問題を解決しようとする取り組みもまた、地道に行われてきたことが明らかになった。そのうえで、制度的・政策的なアプローチと地域住民の自主的なまちづくり・社会実践(例えば、「エリアマネジメント」)の組み合わせがどのようなべきかという問題意識をもった。

同和地区においても、政策形成や施策執行場面において、担当行政と対象住民の間でのせめぎあいの中で、様々な条例、規約、細則、慣例などが生まれ、効果的な政策実施が可能であるケースも存在した。これらの点が十分に顧みられず、同和行政は終結を迎え、歴史的経過が踏まえられず、安易に忘却されてしまっている。かつて強い関わりのあった社会的な営みとの関係性も遠のき、ますます、学問的な対象化が試みられていない現状がある。

2. 研究の目的

本研究は、マイノリティの居住と福祉の問題を解決する社会政策の形成とメカニズムを明らかにすることを目的としている。社会学における差別・マイノリティ研究は、主に、差別をする/される体験や、当事者の集合行為(社会運動)、共生に向かうコミュニケーションや人間関係をめぐる研究に取り組んできた。その意味で、差別・マイノリティ研究はマイクロナイズされてきたと言える。そして、様々なテーマ(差別・マイノリティ問題)が研究・分析の対象になり、細分化してきたとも言える。制度的・政策的なメカニズムやその社会的意味については十分に問われてこなかったという問題があると言える。

エスノメソドロロジーやライフストーリーといった差別・マイノリティ研究の蓄積の上に立ちつつも、近年の経済学や政治学の方からアプローチされている社会政策論議に、社会的な視点からも加わり、特に、差別問題を是正する社会政策の形成とメカニズムに関する研究という視点をもって、社会学研究を確立しようとするのが、本研究の目指す

ところである。

3. 研究の方法

本研究は、マイノリティの居住と福祉の問題を解決する社会政策の形成とメカニズムを明らかにすることを目的としている。フィールドワーク及びインタビュー、資料収集とその整理・分析など、方法論としては、トライアングレーションに基づいて調査研究を行う。その点で、あらゆる資料を集め、客観的・実証的な研究を目指す。また、社会調査論の視点から、社会学の社会調査の実践性をメタ的且つ反省的に点検しながら進めていく。

具体的に、平成25年度(1年目)には、研究代表者がこれまで収集してきた資料や情報などを踏まえて、フィールドワーク、インタビュー調査を行う。それらを通じて比較研究を行い、差別・マイノリティに対する施策の効果的な仕組みと施策執行の条件についてアウトラインを描く。平成26年度(2年目)には、研究成果のアウトリーチ活動とアカデミズムと現場の交流を通して、効果的な成果物をアウトプットし、研究を完成させる。

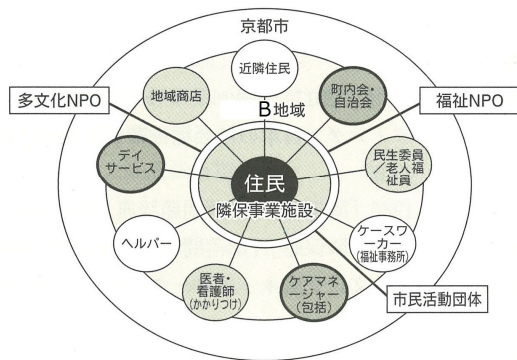
4. 研究成果

まず、同和对策事業特別措置法下において、同和問題の解決を果たしたとする和歌山県吉備町や滋賀県大津市などの自治体及び関係者への調査を行った。部落問題が既に解決したとされる状態とはいかなるものなのか。また、まちづくりなど、その後も続く普遍的な営みという点では、どのような現況なのか。この点について、既に解決を果たしたと「されている」状況から、同和問題が語りえない、対象化され得ない環境づくりが意識的に整えられつつある一方で、隣保館など、地域に残った人権関連施設が果たす役割は現在においても一定程度無視できないものであり、その点が、ある意味での「中途半端さ」として表出していることが分かった。

さらに、従来型の隣保事業から新たな生活困窮者への社会事業を展開する鳥取県鳥取市や香川県丸亀市への調査を行い、差別・マイノリティの課題に対処する熱心な取り組み状況について調査を行った。生活困窮者自立支援法が社会福祉協議会を中心に事業委託されているのに対して、その制度的な枠組みから零れ落ちる福祉ニーズに対して、積極的に隣保館事業を通じてフォローアップしている状況が知られた。さらに、「100円モーニング」というような、デイサービスに着手することで、福祉や医療に関する高齢者のニーズが集まりやすい環境を整え、新たな人権・福祉拠点としてバージョンアップしようとする取り組みが行われていた。

一方で、従来の部落問題に対する取組を「総括」し、新たに多文化共生事業・施策のへと展開を図っている京都市の事例についても調査を行い、具体的に地域福祉の分野で、

隣保事業という括りが否定される一方で、多文化共生事業という括りは肯定されるというポリティクスを明らかにしつつ、新たに出てくる多文化共生と地域福祉の組み合わせのモデル、また、行政施策と地域社会の主体的な取り組みの組み合わせのモデルについて、以下のように図示することを試みた。

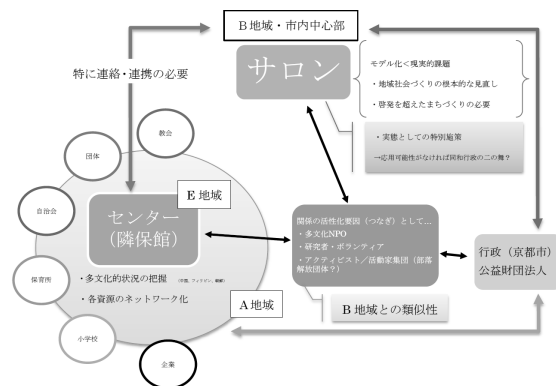


これらの調査・研究の知見として、地域福祉における住民主体とは理想に過ぎず、人格的接触やアウトリーチを主とする隣保事業施設こそ、かえって重要性を高めているのではないかと指摘した。さらに、京都市で進められている多文化共生事業もまた、民間委託とはいえ、準隣保館事業を担ってきたキリスト教系の社会福法人によるものであり、その点からも、多文化共生と地域福祉を、従来の社会資源を有効に活用しながら、組み合わせるべき方向性として提示した。

一方で、これらの成果については、関西社会学会若手企画部会に向けた事前研究会において(計5回)継続的に報告・検討する機会を持ち、その過程で、「先進地域」というモデルとしての限界が露呈されたのである。特に、小規模な同和地区が存在し、中国帰国者、フィリピン人、朝鮮人学校が点在することで形成されている京都市郊外地域において、どのような多文化共生×地域福祉に関する施策、社会の在り様をデザインすることができるのかという間に平成26年度以降は取り組むことになった。

そのうえで、やはり、在日外国人が集住し、様々な社会資源(それが同和問題や在日外国人問題に関連するものであっても)が集中する地域とは異なり、マイノリティが散在し、社会資源も乏しいような地域にとっては、集住地域におけるモデルは適用が難しいのではないかと、という研究結果を得ることができた。そのうえで、今後、集住地域と非集住地域の関係性とはどのようなものであるべきなのか。多文化共生と地域福祉、行政施策と地域社会の主体的な取り組みに焦点を当て、新たな社会政策をデザインする社会学に向けた端緒を開拓するための試論として、以

下のような図示を試みたのである。



これらの調査研究により、モデル地域と非モデル地域の関係性の課題が明らかとなった。従来の人権福祉拠点としての隣保事業施設を生かすにしても、条件の精査が必要であり、かえって、モデル化し得ない地域における知見の方が、より多くの地域にとっても参照可能な要素を多分に含んでいるのではないか、という点が見えてきたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

山本崇記「部落問題と差別規制の課題に関する予備的考察 ―ヘイトスピーチを中心に―」『世界人権問題研究センター紀要』第19号、査読有、(公財)世界人権問題研究センター、2015年(掲載確定)

山本崇記「まちづくりにおけるエリアマネジメント導入過程の研究 ―崇仁地域の事例から―」『世界人権問題研究センター紀要』第19号、査読有、pp.133-160、(公財)世界人権問題研究センター、2014年

山本崇記「差別論の素描 ―部落差別を捉えるために―」『奈良人権・部落解放研究所紀要』第32号、査読無、pp.1-18、奈良人権・部落解放研究所、2014年

山本崇記「地方自治体における多文化共生事業のポリティクス ―京都市を事例に―」『コリアンコミュニティ研究』第4号、査読無、pp.28-41、2013年

〔学会発表〕(計2件)

山本崇記"A Study about Attitudes for Social Discrimination of Yakuza and Minority Group from Interview Data" アジア犯罪学会第6回大会、2014年6月28日、大阪商業大学

山本崇記「「同和地区」におけるまちづくりの現状と課題 ―エリアマネジメント導

入過程を事例に」地域社会学会第39回大会、
2014年5月11日、早稲田大学

〔図書〕(計1件)

山本崇記「在日朝鮮人の居住と共同性
「不法占拠」という地平からの一考察」、松
田素二・鄭根埴編『コリアンディアスポラと
東アジア社会』、pp.207-226、京都大学出版
会、2013年

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.arsvi.com/w/yt02.htm>

6. 研究組織

(1)研究代表者

山本 崇記 (Yamamoto Takanori)
公益財団法人世界人権問題研究センタ

—

研究第2部専任研究員
研究者番号：80573617